

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年	円	【No.45】中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。
小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	
整前法人税額 [表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」]	14	
(7) > 8 % の場合	15	0.35
比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5	税額
増減試験研究費割合 (1) - (5)	6	基準額
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	の計算
平均売上金額 (別表六(十)「10」)	8	円
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9	当期税額控除可能額 (13) と (17) のうち少ない金額
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)
(9) > 10 % の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	
税額控除割合 (10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)

【No.41】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六(九)
令二・四・一以後終了事業年度分